農地改良の手続きについて

令和５年４月

届出は随時受付、許可申請は、毎月１０日締め切り（休日等の場合は翌開庁日）です。

田に土を入れて畑にする場合（田畑転換）や畑の利便性を高めるために土を入れる場合など、農地を改良するときは届出等が必要です。

１　以下の要件をすべて満たす軽微な案件については、農地改良等に係る届出の対象となります。

・農地改良等の面積が1,000㎡未満であること
・工事期間が１ヶ月以内であること
・表土には農作物の生育に適した耕作土を確保すること
・地区全体の営農環境に影響を及ぼさないこと

２　１のすべての要件を満たさない場合、市街化区域では農地法第４条・５条の届出、市街化調整区域では農地法第４条・５条許可申請をしてください。

３　農地法第４条・５条許可申請では以下の要件が付されます。

・農地改良等の面積が原則２ha以内であること
・一時転用とし、工事期間が９ヶ月以内であること
・表土には農作物の生育に適した耕作土を原則６０cm以上確保すること
・改良後の仕上がり面は、必要最小限の高さとし、水田は畦畔が隣接道路面まで、畑は隣接道路面から３０cmまでであること
・掘削が必要な場合には、必要最小限の深さとし、１５０cmまでであること
・仕上がり面を隣接道路面及び隣地面より高くする場合は、被害防除策として、隣接道路面及び隣地との間に素掘側溝を設置し、嵩上げの高さに相当する幅でセットバックし、法面の勾配は嵩上げの高さ１に対する水平距離２の割合の勾配以下とすること（土留め板や擁壁などによる施工であっても素掘側溝・セットバック・法面の設置は必要です。）

４　土砂等をたい積する面積が500㎡を超える場合、環境推進課で許可手続きをとってください。
3,000㎡を超える場合、北部環境管理事務所で許可手続きをとってください。

５　土砂等の搬出につき、土の発生場所において必要とされる手続きがあればとってください。
（土の発生場所が埼玉県内の場合、500㎥以上排出する場合には管轄する環境管理事務所で届出が必要です。）

６　農地改良に係る提出書類一覧

＊農地改良等に係る届出書　（２枚）（１の要件をすべて満たす場合）
＊農地法第４条・５条届出書　（４条は２枚、５条は３枚）（１の要件を満たさない市街化区域）
＊農地法第４条・５条許可申請書（４条は３枚、５条は４枚）（１の要件を満たさない市街化調整区域）

添付書類　（届出は各１部、許可は通常の添付書類に加え、８番から１６番の書類を各２部）

１．施工会社の履歴事項全部証明書	９．縦横断面図（現況及び計画図）
２．土地全部事項証明書（証明書の土地所有者住所が現住所と異なる場合、住所推移がわかる書類を添付）	１０．工事計画書
	１１．搬入経路図
３．土地改良区の意見書	１２．作付計画書
４．届出地の位置を示す地図	１３．地番ごとの作付状況
５．公図の写し	１４．誓約書（施工業者と連名）
６．工事工程表	１５．隣地土地所有者の同意書
７．委任状（施工業者と連名）	１６．道路等管理者との協議書面（境界を越えてすりつけする場合）
８．平面図（現況及び計画図）	

※内容により別途書類の提出をお願いする場合もございますのでご了承ください。
※届出書提出から受理通知書交付までに２週間程度かかります。
※工事完了後、現地写真を添え、完了報告書をご提出ください。

●お問い合わせ　熊谷市農業委員会事務局（妻沼庁舎）　電話番号：０４８－５８８－９９８５